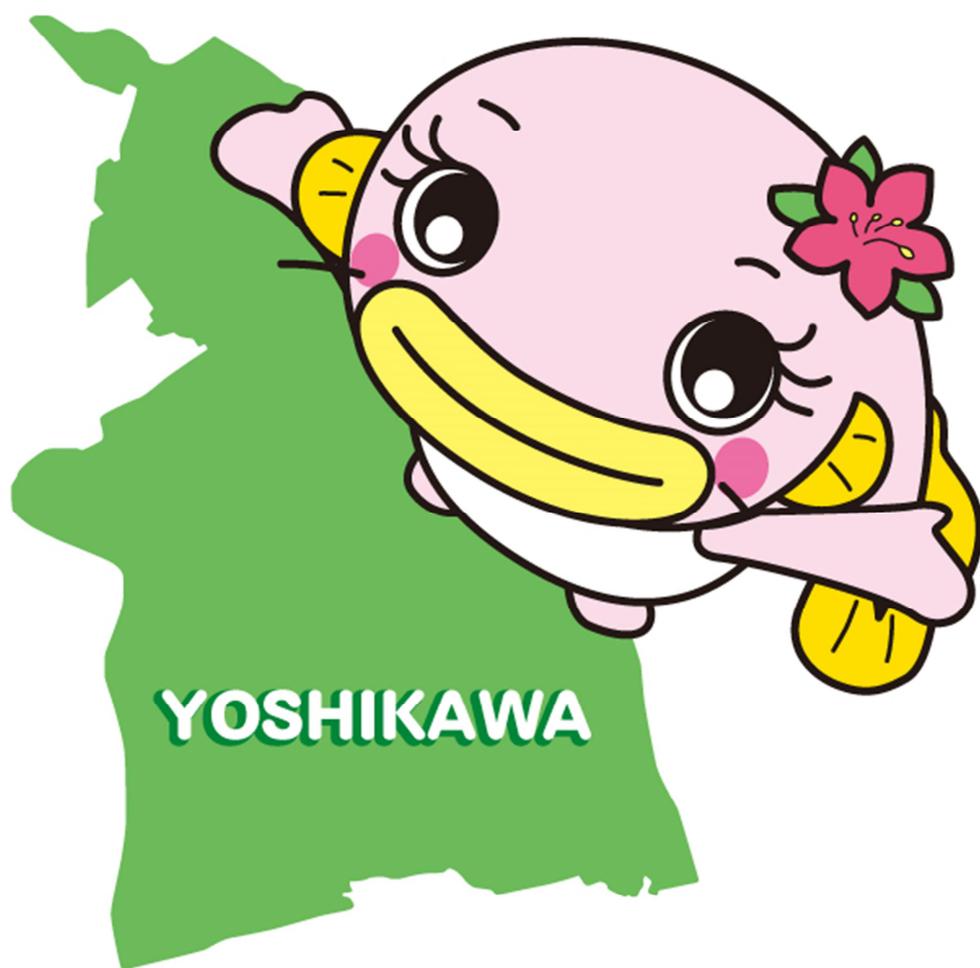


第5次よしかわ行財政改革大綱

- 令和2年度～令和8年度 -



令和7年3月 改定



目 次

I 吉川市の行財政改革の経緯	1
1 これまでの行財政改革に係る取組.....	1
2 第4次よしかわ行財政改革大綱の検証.....	1
II 吉川市の現状	4
1 行政情報数値等の推移.....	4
2 市民意識の推移（市民意識調査による）.....	9
III 第5次よしかわ行財政改革大綱	12
1 第5次よしかわ行財政改革大綱の策定にあたって.....	12
2 第5次よしかわ行財政改革大綱の構成.....	12
3 第5次よしかわ行財政改革大綱の推進期間等.....	13
IV 改革項目（大柱・中柱）	15
1 効率的な行政運営.....	15
2 効果的な公共サービス.....	16
3 健全な財政運営.....	16
V 改革のスクリーン	18
1 経営的視点.....	18
2 市民視点.....	18
3 持続可能性視点（SDGs 13視点）.....	19
参考資料	20
1 第5次よしかわ行財政改革大綱策定の経緯.....	20
2 第5次よしかわ行財政改革大綱策定の体制.....	20
3 これまでの吉川市の行財政改革に係る取組.....	21

I 吉川市の行財政改革の経緯

1 これまでの行財政改革に係る取組

期間	計画名称
平成 8年度～平成12年度	第1次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン
平成15年度～平成21年度	第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン
平成17年度～平成20年度	緊急行財政改革プログラム（第1次分） 緊急行財政改革プログラム（第2次分）
平成22年度～平成26年度	第3次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン
平成27年度～平成31年度	第4次よしかわ行財政改革大綱

※ それぞれの具体的取組は、巻末参考資料参照。

2 第4次よしかわ行財政改革大綱の検証

直近の第4次よしかわ行財政改革大綱においては、次のとおり3つの大柱と6つの中柱を定め、それぞれ具体的な改革項目に取り組んできました。ここでは、大柱毎に取組に対する検証を行います。

大柱	中柱
I 行政運営	1 アウトソーシングの推進
	2 事務の効率化
II 市民サービス	1 市民・地域との連携
	2 市民満足度の向上
III 財政運営	1 歳入増加
	2 歳出減少

(1) 行政運営

1つ目の大柱「行政運営」では、「アウトソーシング¹の推進」と「事務の効率化」に取り組みました。「アウトソーシングの推進」においては、各公共施設においてそれぞれの現状を踏まえた検討を行ってきましたが、施設の老朽化、コスト削減効果の課題、現

¹ アウトソーシング：事務事業の一部又は全部を外部委託するなど、効果的・効率的な事業運営機能を外部の経営資源に求めることにより、これまでの市の機能を柔軟に組み替えるための戦略的な経営手法。民営化、外部委託、指定管理者制度などを含む。

業職員の再任用制度活用等の理由により、対象としていた施設は現時点で市の直営となっています。なお、市立保育所については、保育需要の拡大に伴う障がい児保育の安定的確保のため、公設公営を維持することを決定しました。

次に、「事務の効率化」では、必要に応じて市の組織改編を行うとともに、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業では、公募型プロポーザル方式²による業務委託の活用により、効率的かつ効果的な事業の展開を進めることができました。一方で、事務事業評価シートの活用については、当初想定した行財政改革の進捗管理における活用に至りませんでした。

今後は、生産年齢人口の減少等により職員数への影響も想定されることから、ICT（情報通信技術）の活用や業務の見直しを続け、より一層無駄の無い簡素で効率的な事務を目指す必要があります。

(2) 市民サービス

2つ目の大柱「市民サービス」では、「市民・地域との連携」と「市民満足度の向上」に取り組みました。「市民・地域との連携」においては、市民参画手続等により計画段階から市民意見の把握と施策への反映に努めるとともに、市民や地域との協働事業を展開することができました。

次に、「市民満足度の向上」では、職員による市民サービスが、安定的かつ効率的に行われ、さらに継続的な改善を図るためISO9001供給者適合宣言³による品質マネジメントに取り組むとともに、住民票等のコンビニ交付の実施など市民の利便性の向上にも努めました。

行政ニーズの多様化・複雑化が続く中、行政だけでは解決できない地域課題が増えています。引き続き、市政への市民参画を推進しながら、行政だけではなく、個人、団体、企業等の市に関わるあらゆる主体が、それぞれの役割の中で地域課題を解決していくまちづくりを進める必要があります。

² 公募型プロポーザル方式：発注事業者の選定手法の一つ。価格競争による入札と異なり、公募による提案募集行い、優れた提案を行った事業者を選定する手法。

³ ISO9001（アイエスオーキューセンイチ）供給者適合宣言：「ISO9001」はISO（国際標準化機構）が定めた品質マネジメントシステムに関する国際規格。品質マネジメントシステムを確立し、継続的に改善することで、顧客満足の上を目指すもの。「供給者適合宣言」とは、ISO9001の要求事項や目指すべき品質マネジメントシステムについて、認証機関の審査を受けず、自らの責任において運用すること。吉川市では平成16年2月に認証を取得し、平成19年2月から供給者適合宣言によりシステムを運用している。

(3) 財政運営

最後に3つ目の大柱である「財政運営」では、「歳入増加」と「歳出減少」に取り組みました。「歳入増加」においては、自主財源の確保策として掲げていた広告入り行政情報案内板やネーミングライツ⁴の導入といった項目が、当市の状況に合わず研究のみとなりましたが、ふるさと納税の推進や債権回収の一元管理といった取組で一定の成果を生み出すことができました。

次に、「歳出減少」では、公共施設マネジメントや地方公会計の整備により、歳出分析の基礎を築くとともに、職員の経営的視点の向上が図られました。また、家庭系燃やごみ排出量の減量は、歳出抑制の推進について市民と共通認識を持てる大切な取組となっています。

引き続き、他自治体や民間企業の先進事例を研究しながら、既存の枠にとらわれず新たな取組を行うとともに、職員一人ひとりがコスト意識を徹底して業務を続けていく必要があります。

(4) 総括

以上のとおり、概ね第4次よしかわ行財政改革大綱の方向性に沿った行財政運営を進めることができましたが、実現まで至らず、調査・研究のみとなった取組等もあることから、第5次大綱において改めて検討する必要があります。

また、第4次大綱は、具体的な取組である「改革項目」を大綱の中に含める構成としたことにより、取組が明確となった反面、限定的なイメージを与えてしまい、やや硬直的なものとなってしまいました。「行財政改革大綱」は、新たなチャレンジを生み出すという効果も期待されることから、より柔軟性を持ったものとなるよう構成についても検討の余地があります。



⁴ ネーミングライツ：公共施設等の命名権を民間企業等に売却し、その収入によって施設運営等に係る財源とする取り組み。

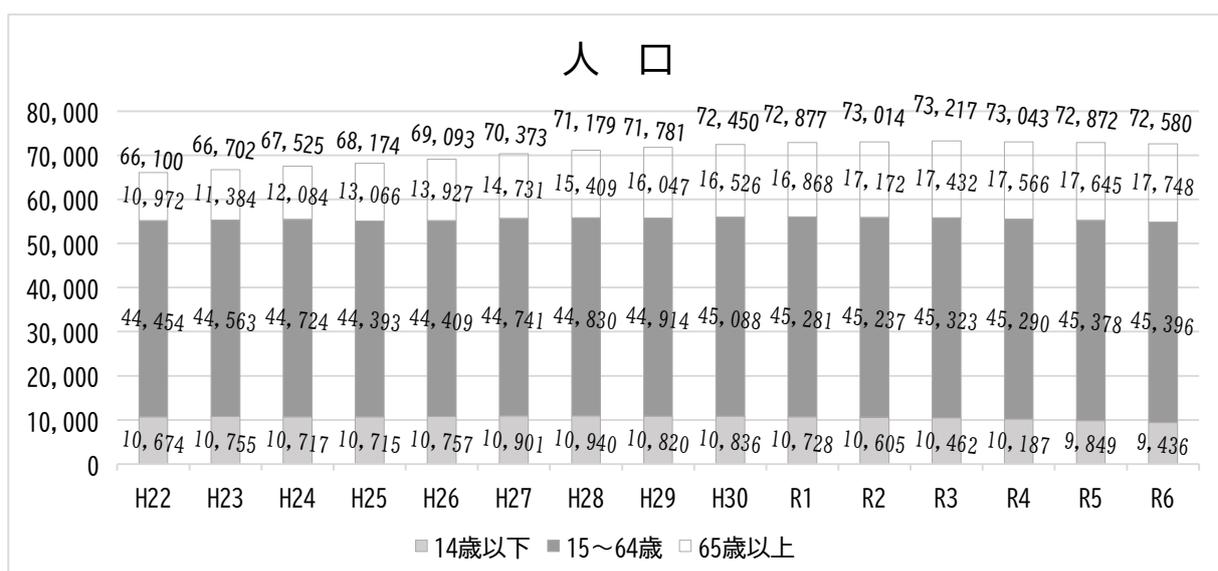
Ⅱ 吉川市の現状

これまでの行財政改革の成果や今後進めるべき行財政改革の方向性の参考とするため、市政運営を行う中で基礎となる数値や市民意識調査の結果等について分析を行います。

(本大綱の延長に当たり、最新の数値や調査結果等を反映しています。)

1 行政情報数値等の推移

(1) 人口（住民基本台帳、各年4月1日現在）



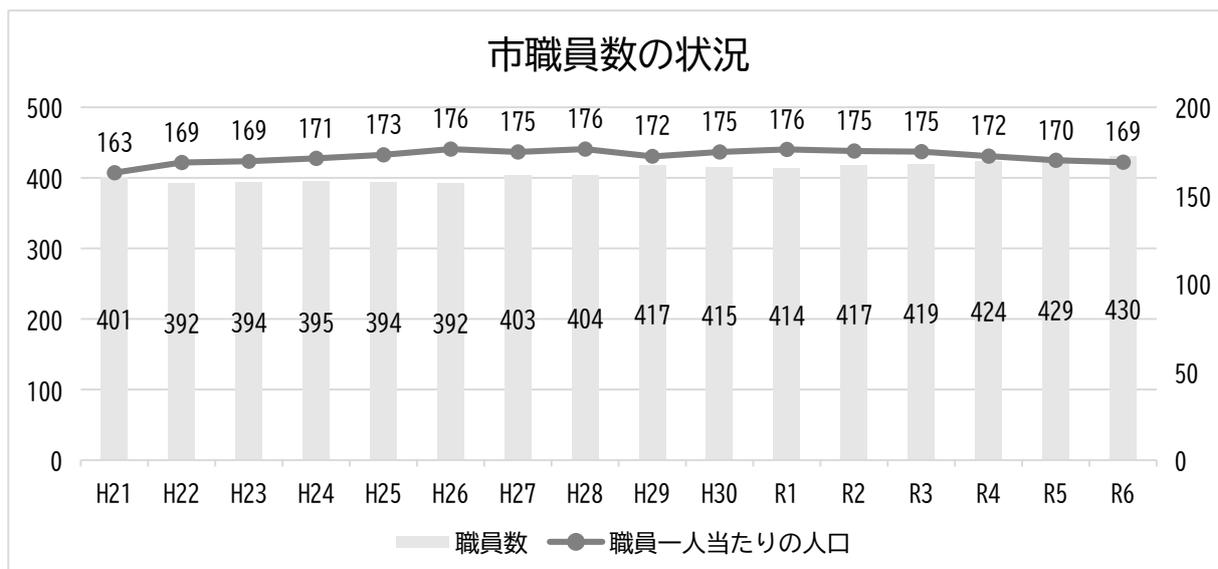
当市の人口は、計画的な土地区画整理事業の進展等により増加を続けています。しかしながら、現時点で最も理想的な人口ビジョンにおいても人口のピークは令和12年頃となっており、15歳から64歳までの生産年齢人口の構成割合については、既に減少局面に入っています。なお、今後は、全国的に見ると吉川市の変化は比較的緩やかであるものの、人口減少・高齢化の傾向が続く見込みとなっています。

【参考】第2期吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン

(R22年に合計特殊出生率2.07を達成するパターン)

	R3年	R8年	R13年	R18年	R23年	R42年
(推計)人口	73,217人	75,375人	76,578人	76,209人	74,569人	65,849人
生産年齢人口	45,323人	46,690人	46,611人	43,883人	39,710人	32,501人
構成割合	61.9%	61.9%	60.9%	57.6%	53.3%	49.5%

(2) 市職員数の推移

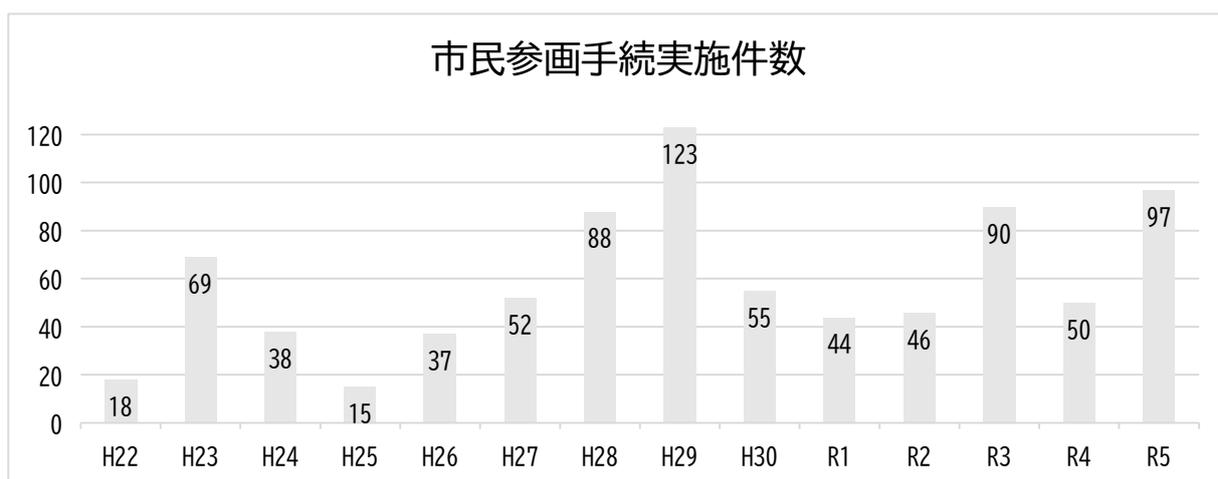


※ 職員数は、各年度4月1日現在の一般職（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く）の職員数です。

市の職員については、吉川市定員適正化計画のもと適正な配置に取り組んでいます。行財政改革の中においても継続的な業務の見直しや職員数の削減に取り組み、平成15年度から平成26年度の10年間で469人から392人まで減少しました。

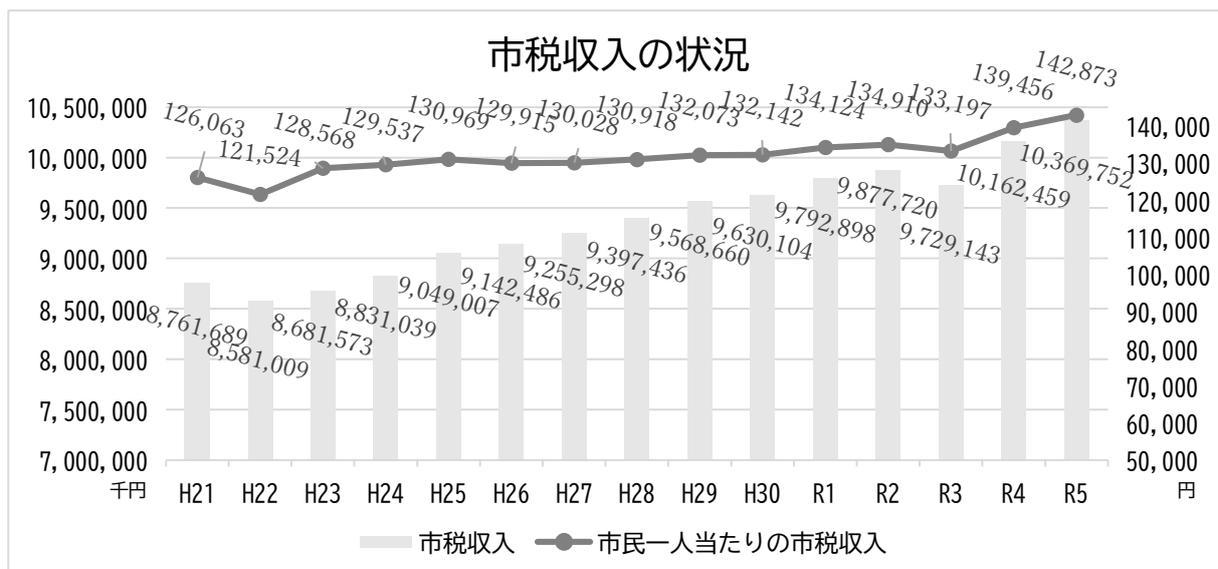
近年では、人口増加に伴い子育て支援や高齢者支援といった福祉分野等をはじめ、複雑化する行政ニーズに対応するため職員数が増加していますが、職員一人当たりの人口については、ほぼ横ばいとなっています。

(3) 市民参画手続実施件数



当市の行財政改革では、当初から市民参画による行政運営に重点を置いてきました。平成16年に制定した吉川市市民参画条例に基づく市民参画手続は、審議会、パブリック・コメント、ワークショップ等になります。これらの手続は、市民に認知されてきていますが、さらに市政に参画しやすい取組を進める必要があります。

(4) 市税収入の状況

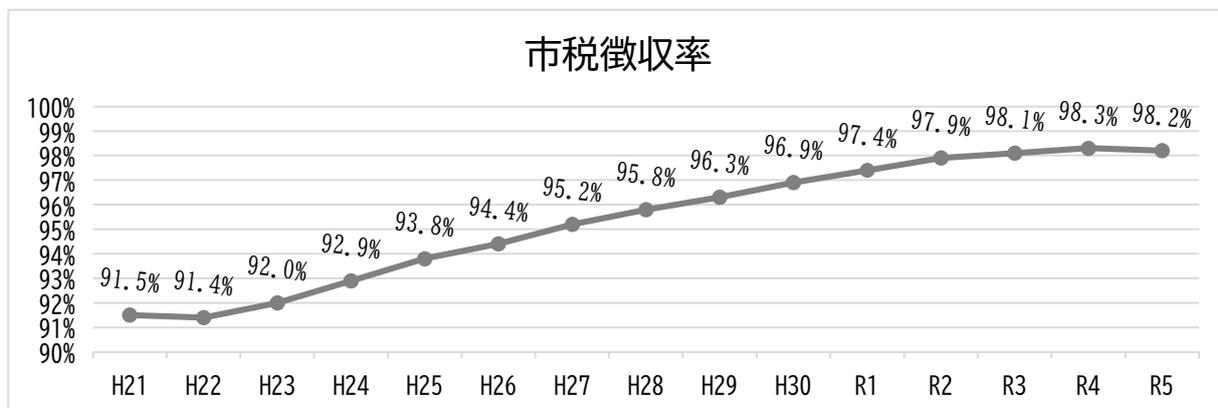


※ 市民一人当たりの市税収入は、翌年度4月1日現在人口から算出しています。

市税は、市の収入（歳入）の根幹であることから、その推移は行財政運営を左右することとなります。当市の市税収入の総額は、リーマンショックの影響を受けた平成22年度から比較すると、2割以上増加しています。また、市民一人当たりの市税収入についても増加傾向にあります。

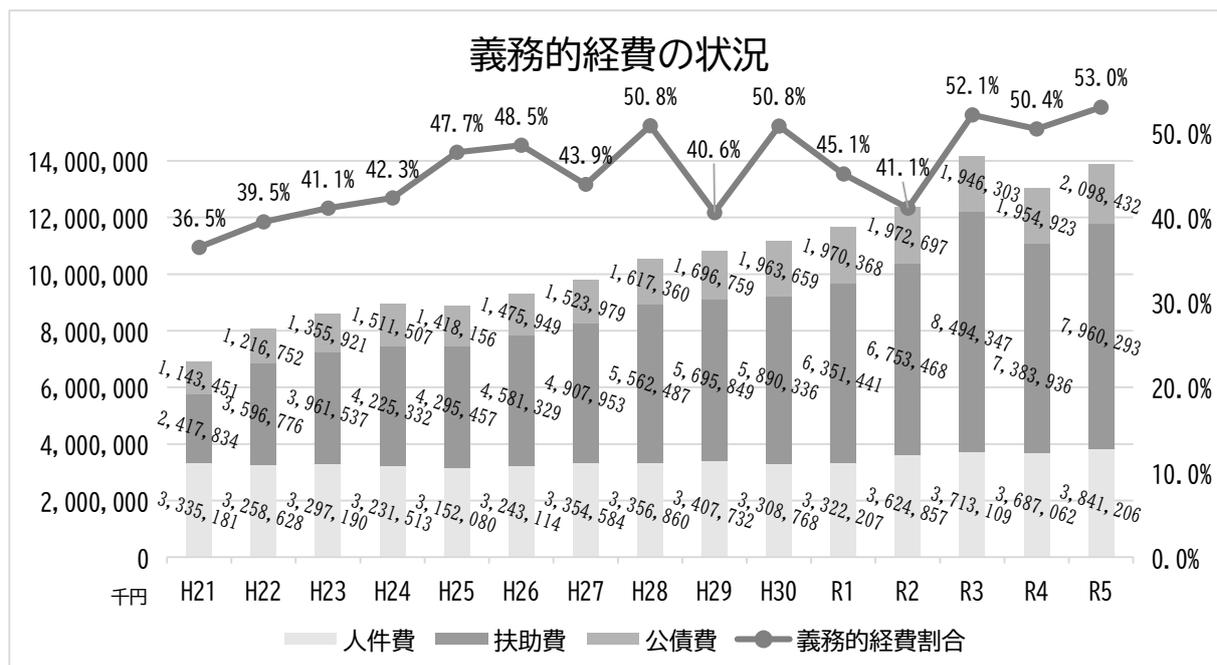
今後は、土地区画整理事業による固定資産税及び都市計画税の増加が見込まれるものの、生産年齢人口割合の減少により市民税への影響が想定されることから注視が必要です。

また、負担の公平性を追求するため、市税徴収率の向上についても、継続的かつ積極的に取り組まなければなりません。

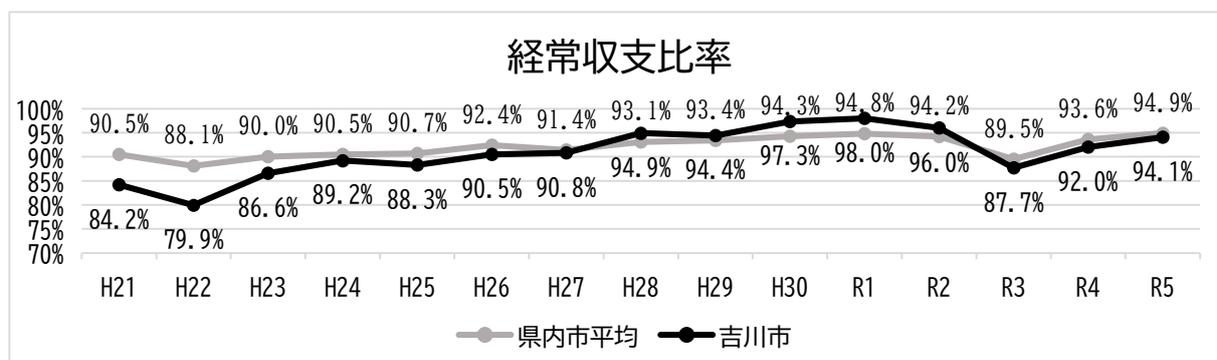


※ 国民健康保険税を除く。

(5) 義務的経費の推移



市の支出（歳出）のうち、義務的経費である人件費、扶助費⁵、公債費⁶は、財政運営上、監視が必要な経費です。近年では、全国の市町村で扶助費の増加が財政を圧迫しており、本市においても増加し続けています。義務的経費が歳出総額に占める割合については、その年の建設事業の規模等により変動しますが、令和5年度には53.0%となっています。（参考：令和5年度県内市平均51.7%）



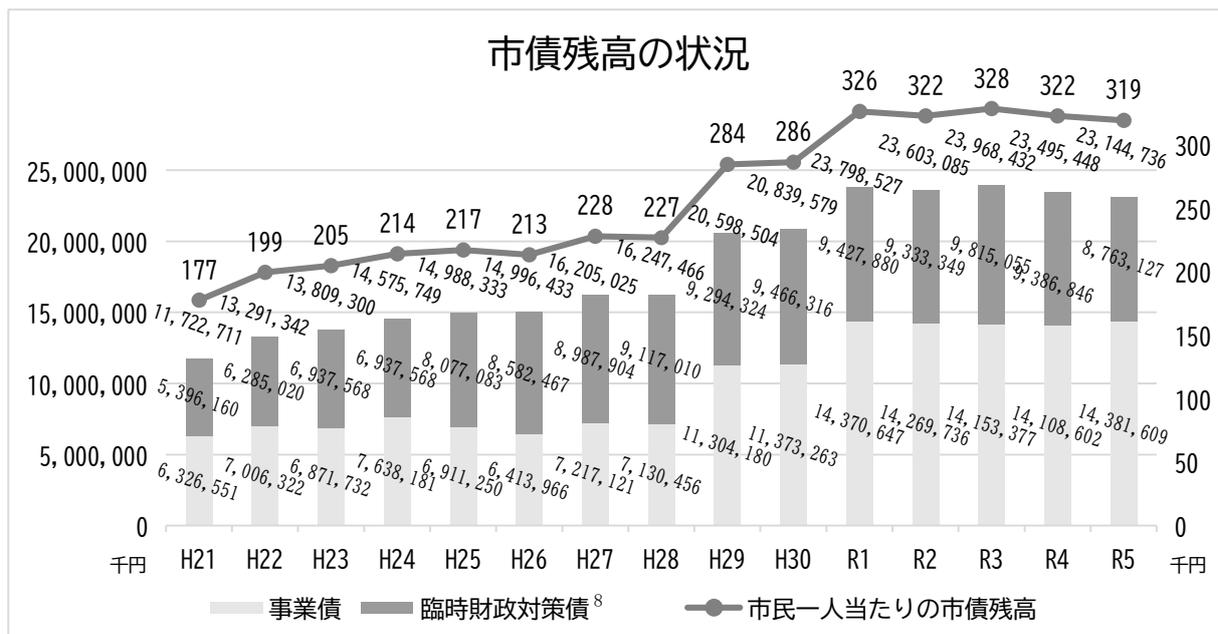
また、財政の柔軟性を測る指標である経常収支比率⁷は、令和5年度には94.1%となっており、今後もこれらの経費を注視しながら、全ての業務で経費削減に努める必要があります。

⁵ 扶助費：歳出を経済的な性質に分類した場合に、障がい者、高齢者、子育て、生活困窮者といったいわゆる社会保障費として分類される経費。

⁶ 公債費：金融機関等からの借入の返済のための経費（元金及び利子）。

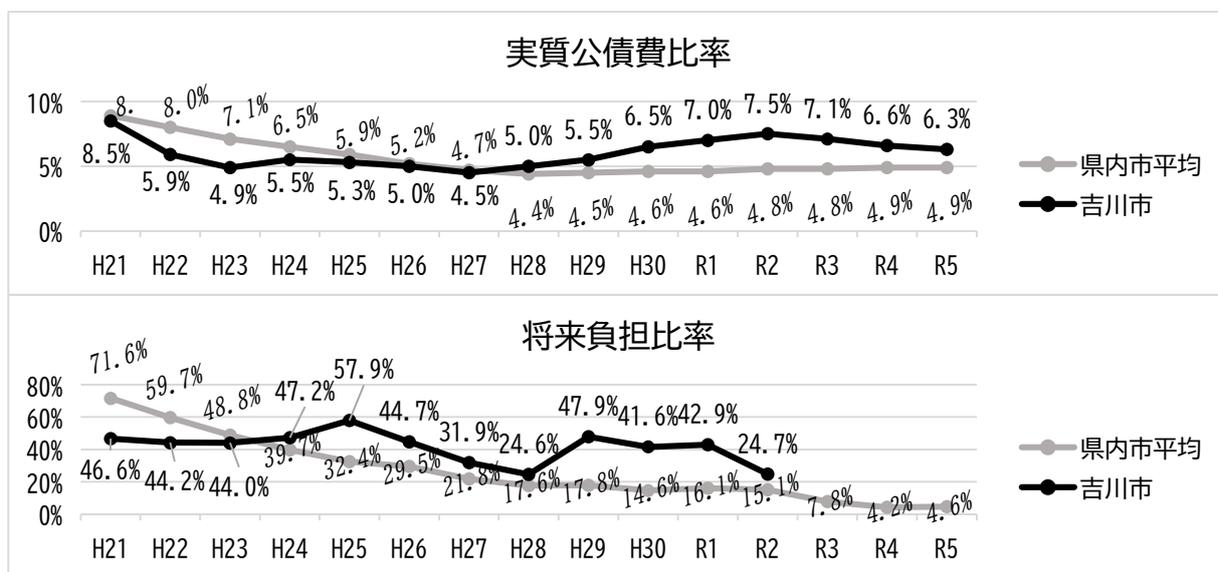
⁷ 経常収支比率：市が使い道を選択できる住民税や普通交付税といった収入（一般財源）を人件費、扶助費、公債費等の義務的経費にどのくらい使わなければならなかったかを示す指標。財政の弾力性を示す指標と呼ばれ、数値が大きいほど硬直化していることを示す。

(6) 市債残高の推移



※ 市民一人当たりの市債残高は、翌年度4月1日現在人口から算出しています。

市の借金である市債の残高は、市役所や学校の整備、土地区画整理事業といった大きな財政出動を伴う建設事業を進めたことにより近年増加しています。このような状況は、全国的にも少ない人口増加が続く自治体として特徴的なものですが、市債残高や毎年の返済である公債費が適正であるかを測る実質公債費比率⁹や将来負担比率¹⁰は、いずれも健全性を保っています。



※吉川市のR3以降は将来負担額が生じていない。

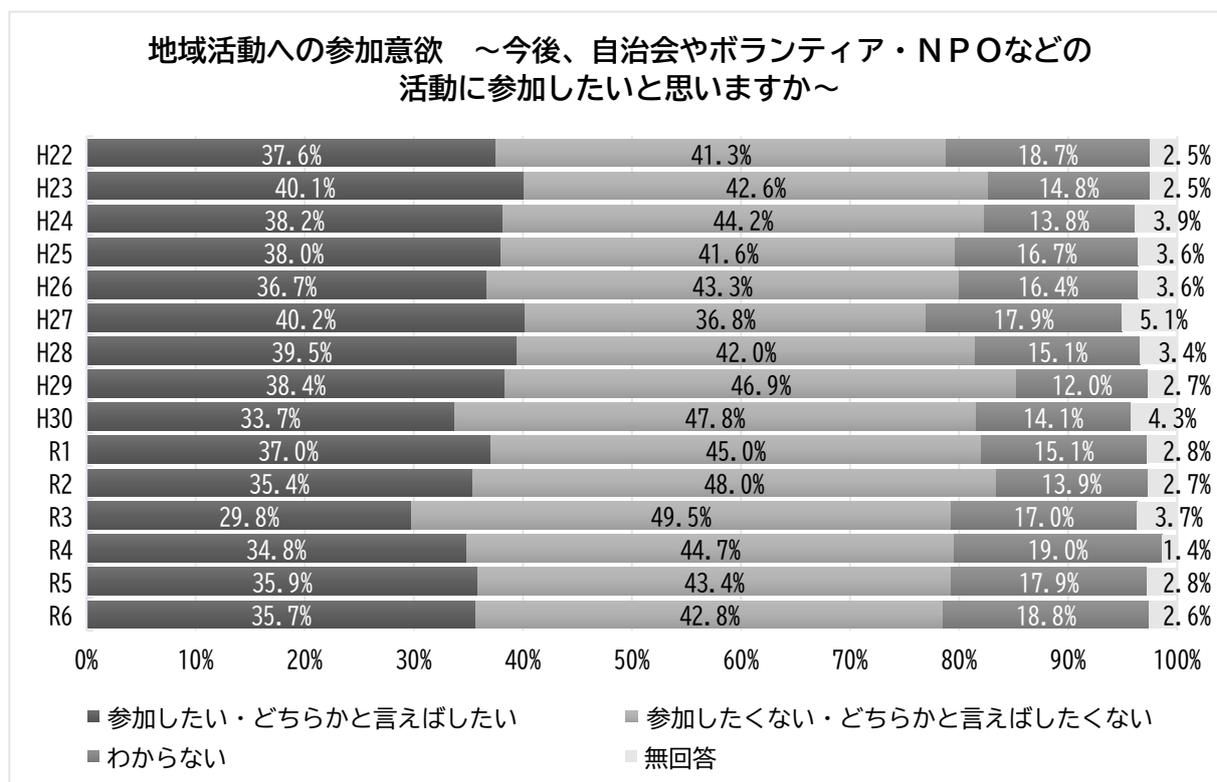
⁸ 臨時財政対策債：地方自治体の一般財源の不足に対処するために、特例として発行される地方債（地方自治体の借入金）。

⁹ 実質公債費比率：公債費や一部事務組合等の借金の返済のうち市の負担分など公債費に準ずるものといった借金の返済額の市の財政規模に対する割合、黄色信号とされる「早期健全化基準」は、25.0%。

¹⁰ 将来負担比率：市や一部事務組合の借金をはじめ、複数年度にわたる契約に基づく債務など、市が将来負担すべき額の市の財政規模に対する比率。黄色信号とされる「早期健全化基準」は、350%。

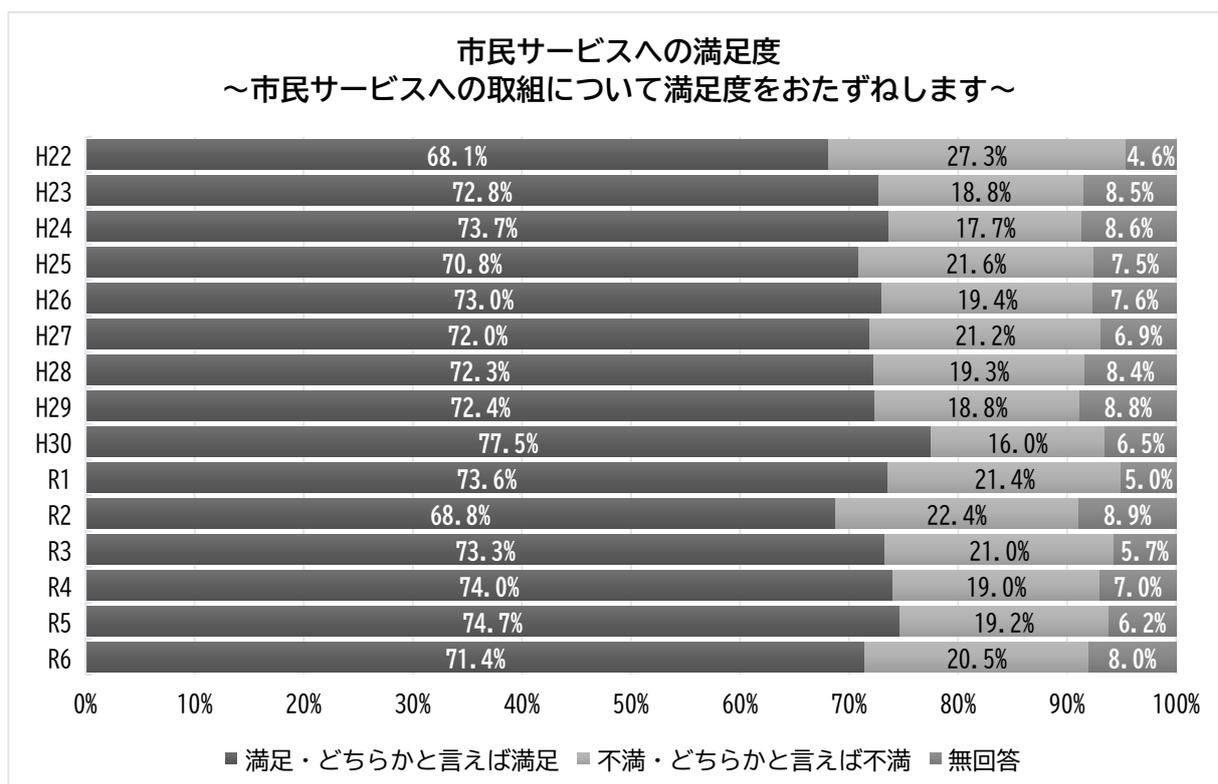
2 市民意識の推移（市民意識調査による）

(1) 地域活動への参加意欲



地域活動への参加意欲に関する設問では、3割以上の方が「参加したい・どちらかと言えばしたい」と回答しているものの、反対に「参加したくない・どちらかと言えば参加したくない」と回答している方が4割を超えています。行政課題の多様化・複雑化が進む中、市民による地域での活動は今後一層重要となります。「市民参画」や「協働」といった市政への深い関与の前段として、丁寧な情報発信により市政への理解を図り、自分のできることから地域活動に参加できるような取組が必要です。

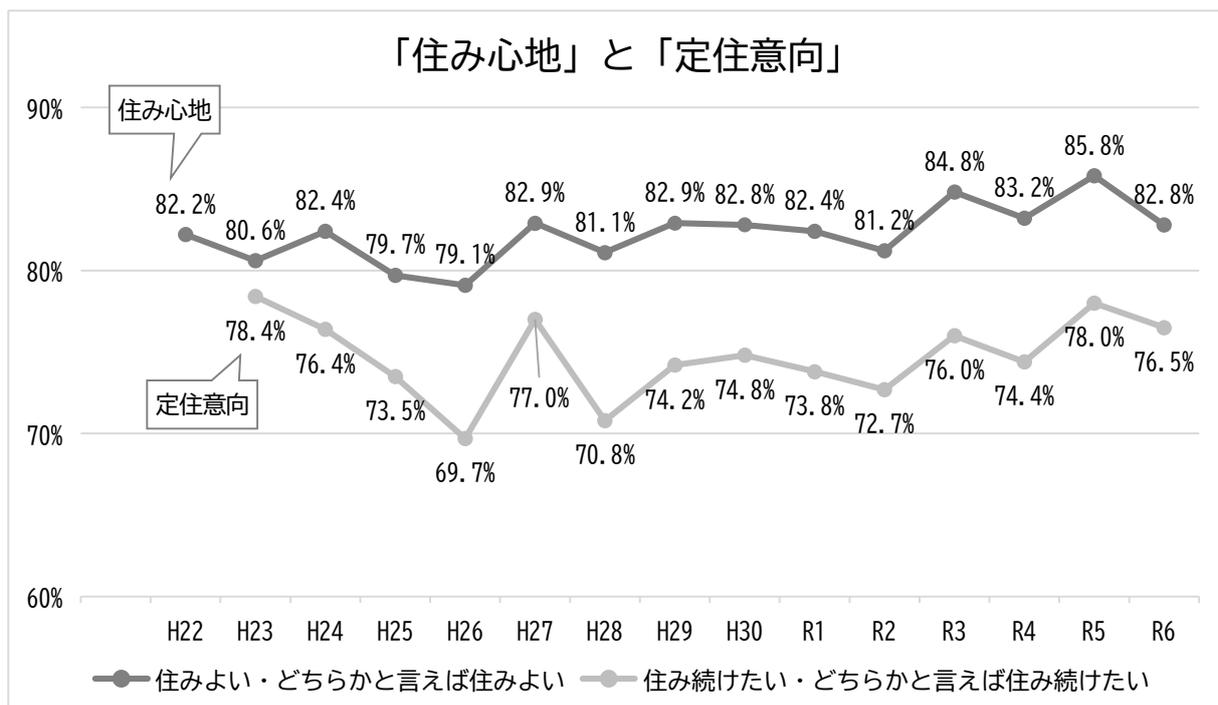
(2) 市民サービスへの満足度



市民サービスへの満足度に関する設問では、7割を超える方が「満足・どちらかと言えば満足」と回答されています。市民サービスを享受する場面や頻度は様々であることから、全ての業務において、常に市民満足度の向上を意識した取組が求められます。

また、行政へのニーズの多様化・複雑化による市民サービスの肥大化が懸念されています。今後の持続可能な行政運営のためには、市民、地域、企業など市全体で、「自助・共助・公助」の考え方によるまちづくりを推進する必要があります。

(3) 住み心地と定住意向



「住み心地」…現在の吉川市（お住まいの周辺の環境）の住み心地をどのように感じていますか。
 「定住意欲」…もし、住みかえることができたとして、これからも吉川市に住み続けたいと思えますか。（H23年度から新規設定の設問）

吉川市の「住み心地」についての設問では、ここ数年では8割を超える方が「住みよい・どちらかと言えば住みよい」と回答しています。

一方で、「定住意欲」についての設問に「住み続けたい・どちらかと言えば住み続けたい」と回答した方は8割には届いておらず、「住みよい・どちらかと言えば住みよい」と回答した方とのギャップが見られます。定住意欲の回答は、それぞれのライフステージにおける吉川市の将来性を見据えたものであることから、吉川市に愛着を持っていただく取組と同時に市政の展望や将来性を市民と共有する取組が必要となります。



Ⅲ 第5次よしかわ行財政改革大綱

1 第5次よしかわ行財政改革大綱の策定にあたって

前述のとおり、当市では平成8年度の第1次よしかわ行財政改革大綱以降、第4次大綱まで継続した行財政改革に取り組み、三位一体の改革やリーマンショックによる景気低迷といった地方財政を取り巻く厳しい環境下における行財政運営を支えてきました。これらの継続的な取組により、経営的視点に基づくコスト意識や市民満足度の向上、市民との協働といった「行財政改革」における基本的な考え方が職員に定着するとともに、市民にも共通認識としてご理解いただける状況となり、一定の成果が表れています。

しかしながら、依然として市民ニーズの多様化・複雑化や厳しい財政状況が続いていることに加え、今後は、これまで当市が経験したことのない人口減少時代を迎えることとなります。国が示す様々な地方自治体運営の指針においても、人口減少対策に重点が置かれ、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、地方行財政改革における基本的考え方の中で「人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代行政サービス」への転換を積極的に推進する。」とされています。

これらの状況を踏まえ、効率的かつ効果的な行財政運営に有効な様々な手法の研究や積極的な活用を行い、引き続き「行財政改革」に取り組む必要があることから、「第5次よしかわ行財政改革大綱」（以下、「本大綱」という。）を定めます。

2 第5次よしかわ行財政改革大綱の構成

(1) 将来都市像及びまちづくりの基本理念

本大綱は、吉川市総合振興計画の推進を図るための効率的・効果的な行財政運営の指針であることから、吉川市総合振興計画に掲げる「将来都市像」や「まちづくりの基本理念」を共有します。なお、現行の第5次吉川市総合振興計画は令和3年度をもって計画期間が満了しますが、次期総合振興計画において示される将来都市像等についても同様とします。

(2) 改革項目

改革項目は、本大綱の推進期間内で、特に強化すべき取組や新たにチャレンジすべき取組の方向性を示すものです。(第IV章にて詳述)

なお、この方向性に沿った具体的な取組については、社会的・経済的变化や制度改正に合わせて迅速かつ柔軟に追加、変更等ができるよう、別途「よしかわ行財政改革推進プラン」を策定し、進捗管理を行います。

(3) 改革のスクリーン

行財政改革を進めていくためには、改革項目だけではなく、常に全ての事務事業が効率的・効果的に実施できているかを点検・確認しながら進めていく必要があります。そのための職員が持つべき行財政改革の視点を「改革のスクリーン」として定めるものです。この視点を持って日々の業務に臨むことで、一層の成果向上、効率化、選択と集中といった事務事業の改善を図るとともに、新たな改革につなげます。(第V章にて詳述)

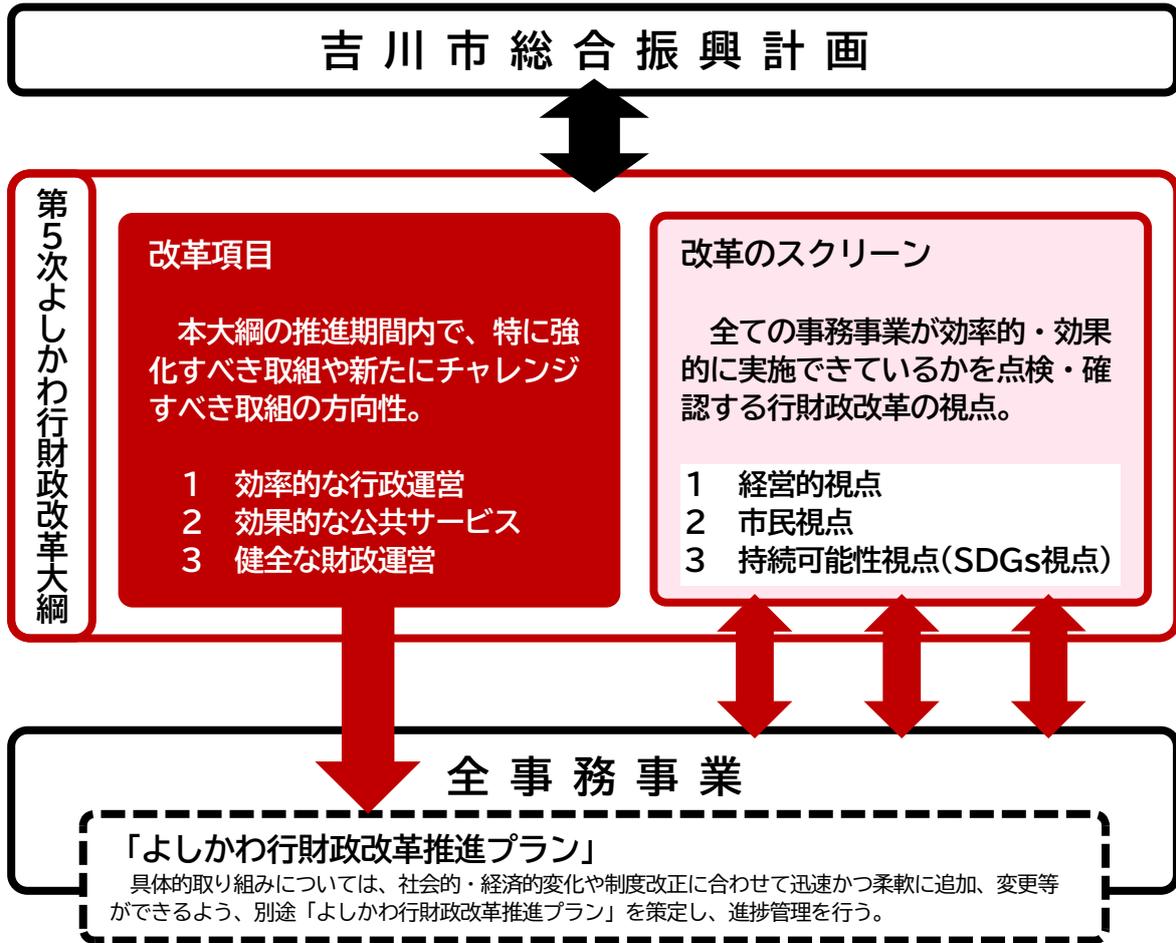
3 第5次よしかわ行財政改革大綱の推進期間等

本大綱の推進期間は、当初、令和2年度から令和6年度までの5年間としていましたが、第6次吉川市総合振興計画前期基本計画の計画期間と合わせ、推進期間を令和8年度まで2年間延長した上で、以降の取組については、令和9年度を始期とする第6次吉川市総合振興計画後期基本計画の策定に併せて検討を行います。

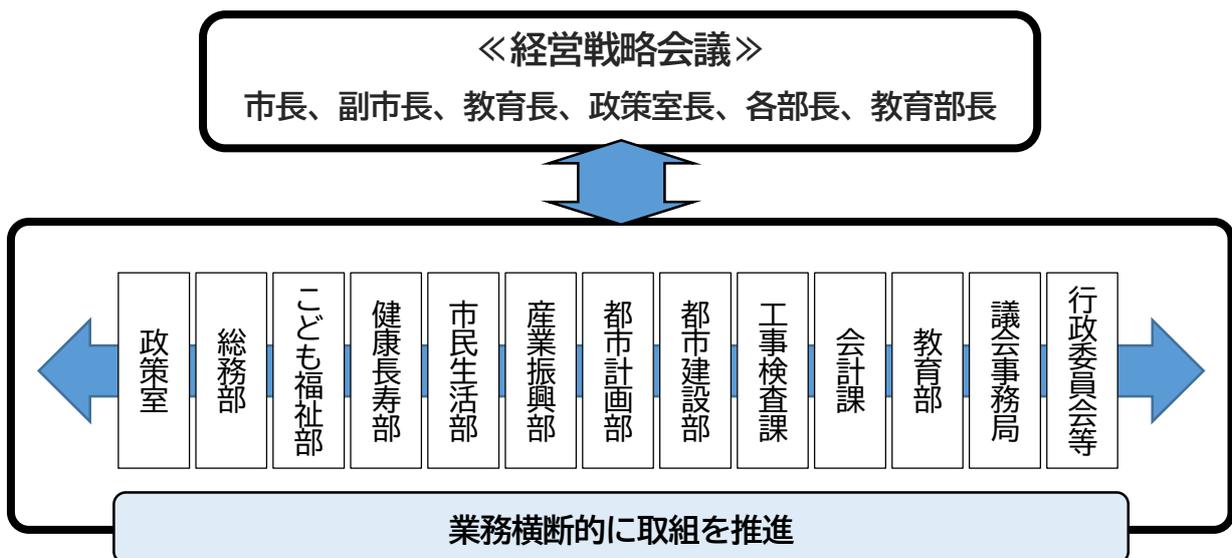
また、「よしかわ行財政改革推進プラン」の計画期間については、第1期を令和2年度から令和4年度まで、第2期を令和4年度から令和6年度まで、第3期を令和7年度から令和8年度までとします。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
第5次よしかわ 行財政改革大綱	← 推進期間 →					→ 延長 →	
よしかわ行財政改革 推進プラン	← 第1期 →						
			← 第2期 →				
					← 第3期 →		

【第5次よしかわ行財政改革大綱イメージ図】



【庁内推進体制】



IV 改革項目（大柱・中柱）

本大綱の推進期間内で、特に強化すべき取組や新たにチャレンジすべき取組の方向性を「改革項目（大柱・中柱）」として定めます。

大柱	中柱
1 効率的な行政運営	① 業務の標準化・最適化
	② アウトソーシング・官民連携の推進
2 効果的な公共サービス	① 行政サービスの質的向上
	② 市民の利便性の向上
	③ 市民・地域との連携
3 健全な財政運営	① 持続可能な財源確保
	② わかりやすい財政情報の公開
	③ 公共施設マネジメントの推進

1 効率的な行政運営

最少の経費で最大の効果を挙げるために、ムダ・ムリ・ムラを排除した簡素で効率的かつ安定的な行政運営を推進します。人口減少に伴う将来的な地方公務員数への影響を想定し、国や県の動向についても注視しながら対応を図ります。

① 業務の標準化・最適化

業務の効率化を追求するために、業務プロセスの標準化を進めるとともに、プロセス毎の最適化に努めます。また、ICT（情報通信技術）を最大限に活用した効率性や確実性の向上に積極的に取り組みます。

なお、国主導による情報システム等の標準化が計画されていることから、情報把握に努め、歩調を合わせた取組を進めます。

② アウトソーシング・官民連携の推進

施設運営における指定管理者やPFI¹¹のみならず、業務委託等による民間活力の活用が有効であるかを検討します。また、先進自治体の実績や取組を参考とすると

¹¹ 公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る手法。

もに、積極的な官民対話を行い、アウトソーシングの拡大や官民連携による新たな取組の創出に努めます。

2 効果的な公共サービス

市民満足度の向上を目指し、市民が享受する公共サービスの質を高め、より効果的なものとします。また、地域課題に対して、行政がサービスを直接提供するだけでなく、市民や地域との連携による取組等、それぞれの課題に合った最適な主体や手法によるサービスの提供を行います。

① 行政サービスの質的向上

職員が、市民満足度の向上を意識しながら、自らの担当業務のみにとらわれない業務横断的な視野を持ち、能力や技術を最大限発揮できるよう努めるとともに、ワークライフバランスを重視した働き方改革を推進します。また、継続的な業務改善を図るとともに、新たなチャレンジへの意欲が生まれる職場環境を目指します。

② 市民の利便性の向上

市民目線に立った利便性の向上を進めます。施策の検討にあたっては、行政の役割や公平性について市民と共通認識を図りながら、持続可能性や他の施策との関連性に配慮します。

③ 市民・地域との連携

多様化・複雑化する地域課題の効果的な解決のため、行政・市民・地域それぞれが役割と強みを相互に理解し、連携した取組を推進します。また、まちづくりにおける「自助・共助・公助」の意識醸成に向け、積極的な市政情報の提供を行い、市民参画の推進を図ります。

3 健全な財政運営

持続可能なまちづくりを進めるために、財政運営の健全性を維持します。計画的な財政運営と必要な財源確保に努めるとともに、市の財政状況について市民と共通理解を図るため、わかりやすい情報共有に努めます。また、公共施設の管理運営について調査・研究を進め、最適化を図ります。

① 持続可能な財源確保

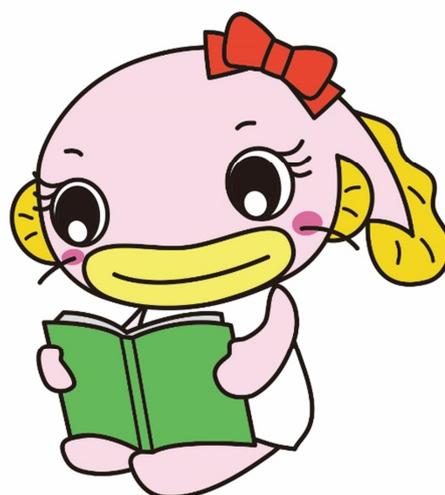
適正かつ公平な賦課徴収を維持するとともに、社会構造の変化に合わせ使用料・手数料をはじめとする受益者負担の適正化に努めます。また、効果的な市債の活用や計画的な償還計画の作成に努めます。

② わかりやすい財政情報の公開

市の財政状況の透明性の確保・向上が健全性維持の前提となることから、わかりやすい財政情報の公開に努めます。なお、地方財政情報の「見える化」を国が推進することとなっているため、歩調を合わせた取組を行います。

③ 公共施設マネジメントの推進

公共施設の管理運営について、個別施設計画の策定や公共施設総合管理計画の見直しによる維持管理・更新経費の管理の適正化を図ります。また、施設の管理運営について、効率的かつ効果的な手法の研究を行い、導入の検討を行います。



V 改革のスクリーン

全ての事務事業が効率的・効果的に実施できているかを点検・確認するために職員が持つべき行財政改革の視点を「改革のスクリーン」として定めます。

なお、改革のスクリーンは、スクリーンを通して残った取組だけを実施するといった選別的な視点ではなく、市民満足度を向上させるための改善や新たな改革を生み出すための積極的な視点として活用します。

1 経営的視点

行財政改革における基本的姿勢であり、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を有効活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるという視点です。また、ここで言う「効果」が、総合振興計画の「まちづくりの基本理念」のどこにつながるかをしっかりと認識する必要があります。

キーワード

費用対効果

PDCA¹²

選択と集中

2 市民視点

行政サービス提供にあたっては、市民ニーズの変化の把握に努め、市民の視点に立った業務の点検・改善を行わなければなりません。また、多様化する地域課題を全て行政だけで解決することは不可能であり、市民や地域との「協働」が必要となります。それぞれの役割と責任を自覚した真の「協働」を行うために、その前提として市民の自治意識や市政への関心を高め、行政活動への市民参画を促進する必要があります。

キーワード

情報共有

市民参画

協働

¹² PDCA（ピーディーシーエー）：品質管理等における継続的改善手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）というサイクルにより業務の継続的改善を図る。

3 持続可能性視点（SDGs¹³視点）

今後の行財政運営は、これまでの人口増加への対応から人口減少への準備へと転換する必要があり、従来の行政資源を期待した取組は持続性がありません。このような持続可能性を確認する視点としてSDGsにおける視点が有効です。未来のあるべき姿から現在行うべき取組を考える「バックキャスティング¹⁴の視点」、また、シナジー効果（相乗効果）¹⁵の創出やトレードオフ（利益相反）¹⁶の考慮に有効な「業務横断的な視点」について、意識的に業務の点検等に活かす必要があります。

キーワード

人口減少への備え

バックキャスティング

業務横断的



¹³ SDGs（エスディー・ジーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。「誰ひとり取り残さない」という理念を掲げ、2030年までに世界の国や地域、企業や個人といったあらゆる人々が協力して取り組む、貧困、教育、気候変動などについて定めた17の目標で、2015年の国連サミットで採択された。

¹⁴ バックキャスティング：施策を検討するにあたっての発想法の一つ。未来のあるべき姿を想像し、そのために必要な施策を考える手法。例えば、介護予防事業の様々な施策の検討は、将来の高齢者の健康に必要な施策の検討であり、バックキャスティングと言える。現状の課題の改善に取り組む「フォアキャスティング」に比べ、将来を見据えた新たな発想が生まれやすいと言われている。

¹⁵ シナジー効果（相乗効果）：一つの施策と他の施策を組み合わせることで、それぞれの成果が向上すること。例えば、健康維持のためのウォーキング推進事業と地域防犯（見回り）活動を組み合わせることにより、それぞれの参加者数を増やそうとする取り組み等がある。

¹⁶ トレードオフ（利益相反）：一つの施策の効率化や成果向上だけを考え、他の施策の成果の低下等の影響を与えること。特に環境配慮面で問題になることがあり、大規模なイベントによるゴミ処理の問題や輸送効率アップのためのプラスチック製品の多用等がある。

1 第5次よしかわ行財政改革大綱策定の経緯

期 日	内 容
令和元年10月24日	政策会議 ・第5次よしかわ行財政改革大綱の策定について付議
11月19日	第1回行財政改革推進委員会 ・平成30年度及び令和元年度の取り組み状況について ・次期行財政改革大綱の策定方針について
令和2年 1月16日	第2回行財政改革推進委員会 ・第5次よしかわ行財政改革大綱素案について
1月23日	第5次よしかわ行財政改革大綱素案策定（政策会議付議）
1月29日～ 2月28日	パブリック・コメントの実施
3月23日	第3回行財政改革推進委員会 ・パブリック・コメントの結果報告 ・第5次よしかわ行財政改革大綱最終案及びよしかわ行財政改革推進プラン案について
3月31日	第5次よしかわ行財政改革大綱及びよしかわ行財政改革推進プラン確定

2 第5次よしかわ行財政改革大綱策定の体制

第5次よしかわ行財政改革大綱を策定するにあたり、会議の公開、議事録の公開、パブリック・コメントと広く市民から意見をいただけるよう取り組んでまいりました。

また、素案の策定においては、学識経験者と公募による市民2名の計3名で構成された行財政改革推進委員会に意見をいただきました。組織については、以下のとおりです。

行財政改革推進委員会設置要綱より

(所掌事務)

行財政改革大綱に掲げられた項目の進行状況の確認を行う。

市の行財政改革に関する管理を行う。

(組織)

この委員会は3名以内をもって組織し、委員は市の行財政改革に深い関心を有する者の中から市長がこれを委嘱する。

<p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 1名 ・市民公募 2名 <p>(庶務)</p> <p>委員会の庶務は、政策室において所掌する。</p>
--

3 これまでの吉川市の行財政改革に係る取組

(1) 第1次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成8年度～平成12年度）

策定背景	急速な高齢化の進行、少子化、バブル経済崩壊後の景気低迷が続くなか、市制施行した当市において、地方自治の究極の目的である「住民福祉の増進」を実現すべく、「最少の経費で最大の効果」を目標として策定しました。
基本方針	『きらっと 吉川 ゆめ みらい』新たな“吉川市”の創造のために
重点事項	<p>① ”きらっと”輝く市役所を創造するために</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員提案制度の導入 2. 職員定数の抑制 <p>② ”夢”を育む吉川市を創造するために</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民と行政の役割分担の明確化 2. 押印の省略 3. O A化の推進（財務会計システム導入、ホームページの開設） 4. 市民参加による施設づくり（市民交流センターおあしす、防災公園） 5. 公共施設の5市1町での相互利用 <p>③ ”未来”の吉川市を創るために</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会等の調査活動費節減 2. 職員事務服貸与の見直し 3. 日当の廃止 4. 時間外勤務の縮減 5. 公用車管理の一元化 6. 財政の健全化 7. 市税徴収率の向上 8. 受益者負担の見直し（手数料条例、督促手数料の改正） 9. 補助金・負担金の見直し 10. 情報公開の推進（情報公開条例、個人情報保護条例の制定）

(2) 第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成15年度～平成21年度）

策定背景	長引く景気の低迷は、市の財政運営に対して大きな影響を与え、行財政運営の見直しが急務となっていました。そのような中で、第2次よしかわ行財政改革大綱は第4次吉川市総合振興計画の実現を目指して策定しました。
------	--

基本方針	「市民主役」と「健全財政」
重点事項	<p>①「市民主役」の視点に立った行政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種計画等の電子化 2. 市民意識調査による市民ニーズの調査 3. ISO9001の有効活用 <p>②「協働」を活かした行政展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治意識の醸成（家庭系・事業系ごみ量の削減、下水道水洗化率の向上） 2. 市民活動サポートセンターの設置 3. 市民参加の促進（ワークショップの開催、パブリック・コメントの実施） <p>③「効果・適正」を重視した行財政運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事務事業評価制度の導入による事務事業の見直し 2. 補助金・負担金の見直し 3. 民間委託の推進及び指定管理者制度の活用（市民交流センターおあしす・図書館・視聴覚ライブラリー・第三保育所） <p>④「簡素・効率」を重視した行政体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員数の削減 2. 再任用制度の活用 3. 職員の効率的な活用（工事検査、確定申告業務での職員の横断的配置） <p>⑤「社会変革」に対応できる行政基盤</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通する行政課題の調査・研究 2. 積極的な権限移譲

(3) 緊急行財政改革プログラム（第1次分）（平成17年度～平成20年度）

策定背景	第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プランだけでは、今後の財源不足に対応できない状況にあったことから、追加の改革として策定しました。
重点事項	<p>①内部管理経費削減の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別職報酬の削減 2. 高齢者部分休業制度の導入 <p>②コストの最適化の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 敬老祝金の見直し 2. 重度心身障害者医療費食事療養費助成分の廃止 3. 屋外市民プール開場期間の見直し <p>③市民サービスの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市役所本庁舎の総合窓口化 <p>④市民負担の公平性の確保</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 1. 使用料・手数料の見直し 2. 補助金・負担金の見直し ⑤市税等の収納強化 1. 収納率の向上と収入未済額の解消
--	---

(4) 緊急行財政改革プログラム（第2次分）（平成17年～平成20年度）

策定背景	平成16年12月策定の「緊急行財政改革プログラム（第1次分）」に引き続き、内部管理経費削減の推進に的を絞り、職員人件費の削減に取り組む改革として策定しました。
重点事項	<p>内部管理経費削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 職員数の削減 2. 職員手当（調整手当）の見直し 3. 管理職手当の抑制

(5) 第3次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成22年度～平成26年度）

策定背景	世界経済の冷え込み、円高や消費低迷による日本経済の不透明な先行きという状況下において、これらの変化に柔軟に対応できる行政システムへの変革が求められました。第3次よしかわ行財政改革大綱では、これらの変革に取り組むために策定しました。
基本方針	「市民主役」と「健全財政」
重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ①「市民主役」の視点に立った行政運営 <ul style="list-style-type: none"> 1. パブリシティの充実、記者クラブへの積極的な情報提供 2. ISO9001の有効活用 3. 市民意識調査の継続的な実施 ②「協働」を活かした行政展開 <ul style="list-style-type: none"> 1. 家庭系ごみ量・事業系ごみ量の削減 2. 資源ごみリサイクル率の向上 3. 市民討議会を活用した総合振興計画の策定 ③「効果・適正」を重視した行財政運営 <ul style="list-style-type: none"> 1. 行政評価を活用した行政経営の徹底（予算事業との統合） 2. 公債費比率の安定化 3. アウトソーシングの推進（学校給食センターPFI事業化） 4. 市税収納率向上と滞納額縮減 ④「簡素・効率」を重視した行政体制 <ul style="list-style-type: none"> 1. 再任用制度の活用 2. 職員の効率的な活用（工事検査、確定申告業務での職員の横断的配置） 3. 職員研修の充実・強化（時間外講座、朝活の実施） ⑤「社会変革」に対応できる行政基盤 <ul style="list-style-type: none"> 1. 共通する行政課題の調査・研究 2. 積極的な権限移譲

(6) 第4次よしかわ行財政改革大綱（平成27年度～平成31年度（令和元年度））

策定背景	人口増加とそれに伴う行政需要の拡大が予測され、コスト削減にも限りが出てくることから、コスト削減に取り組む「削減型」の改革から、今ある経営資源の効果的な活用に視点を置いた改革として策定しました。
改革のスクリーン	<ul style="list-style-type: none"> ・健全財政 ・市民主役 ・地域の特性
改革項目	<p>I 行政運営</p> <p>1 アウトソーシングの推進</p> <p>①～⑭アウトソーシングの推進（14施設）</p> <p>2 事務の効率化</p> <p>①総合振興計画の実現に向けた組織の整備</p> <p>②事務事業評価シートの活用</p> <p>③吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業を円滑に推進するための業務発注</p> <p>II 市民サービス</p> <p>1 市民・地域との連携</p> <p>①市民ニーズの的確な把握</p> <p>②参加対象者の拡大</p> <p>③「わかりやすい予算書・決算書」の作成</p> <p>④市民参画手続の積極的な活用</p> <p>⑤市民との協働事業の取組</p> <p>⑥市民活動の活性化</p> <p>⑦自主防災組織の育成</p> <p>⑧資源ごみリサイクル率の向上</p> <p>⑨地区計画制度などの活用</p> <p>⑩公園施設等の管理の充実</p> <p>⑪違反広告物簡易除却推進員の認定</p> <p>2 市民満足度の向上</p> <p>①広報の充実</p> <p>②改善処置の更なる推進</p> <p>③職員提案制度の充実</p> <p>④シティプロモーションの推進</p> <p>⑤ISO9001を活用した市民満足度の向上</p> <p>⑥戦略的な職員採用</p> <p>⑦職員研修の充実</p> <p>⑧入札制度改革</p> <p>⑨証明書等のコンビニ交付の実施</p> <p>⑩保育所及び地域型保育事業の整備推進</p>

<p>改革項目</p>	<p>⑪既存木造建築物の耐震化を促進する。</p> <p>Ⅲ 財政運営</p> <p>1 歳入増加</p> <p>①ふるさと納税制度を活用した寄附金の拡大</p> <p>②広告入り行政情報案内板の導入</p> <p>③ネーミングライツの導入</p> <p>④公有財産のインターネット公売</p> <p>⑤市税収納率向上と滞納額縮減</p> <p>⑥市債権回収の一括管理化による滞納額縮減</p> <p>⑦水洗化率の向上</p> <p>2 歳出減少</p> <p>①時間外勤務の削減</p> <p>②事業提案制度の導入</p> <p>③窓口業務の外部委託の導入</p> <p>④家庭系燃やすごみ排出量の減量</p> <p>⑤公共施設マネジメントの推進</p> <p>⑥地方公会計の整備</p> <p>⑦企業会計への移行</p>
-------------	--

第5次よしかわ行財政改革大綱

初 版 令和2年3月
第2版 令和7年3月
発 行 埼玉県吉川市 政策室
〒342-8501
吉川市きよみ野一丁目1番地
048-982-9445（直通）
